

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2025 年 9 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目 次 —

I. 最新法令情報（2025 年 8 月中旬～2025 年 9 月中旬）

- 会社登記強制抹消制度実施弁法
- 仲裁法（2025 年改正）
- 企業破産法改正案（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より

- 中国商標審査の最新状況

III. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2025 年 8 月中旬～2025 年 9 月中旬）

◆ 会社登記強制抹消制度実施弁法¹

国家市場監督管理総局 2025 年 9 月 5 日公布 2025 年 10 月 10 日施行

1. はじめに

2023 年に改正された会社法は会社登記強制抹消制度を確立し、そして、2024 年に実施された国務院の「会社法」における登録資本金管理制度の実施に関する規定²（以下「本規定」という。）は会社登記の強制抹消に関する規定を具体化した。これにより、強制抹消制度に関するルール体系が基本的に形成された。これらを背景に、強制抹消制度の確実な実施を確保するため、国家市場監督管理総局は 2025 年 9 月 5 日に「会社登記強制抹消制度実施弁法」（以下「本弁法」という。）を公布した。

本弁法は各地方における試行経験を総括し、各方面から広範な意見を聴取した上で、会社登記の強制的な抹消の手続及び救済措置などに関する内容を規定するものであり、強制抹消の効率性を向上させることに重点を置きつつ、各方面の権利と利益を保障し、会社の登録秩序の安定性を維持することを目的としている。なお、本弁法は 10 月 10 日より正式に施行される。

2. 要点

（1）適用範囲

本弁法は改正会社法に基づき、強制的に登記を抹消できる会社の範囲を明確に定め、会社の営業許可証が取り消され、閉鎖を命じられ、又は解散された日より、三年を経過しても会社登記の抹消申請がなされない場合、登記機関が会社登記を抹消することができるものと規定している。ただし、登記抹消前に法律に基づき許可を受けることが必要な会社については、強制抹消手続は適用されないとしている³。

（2）強制抹消手続

ア 公告

会社登記機関が会社登記の強制抹消をしようとする場合、国家企業信用情報公示システムを通じて公告を行うとともに、当該会社の名義下に記載しなければならない。公告は一括方式で行うことができ、公告期間は 90 日とする。公告内容には、会社名、住所、代表取締役、統一社会信用コード又は登記番号、登記強制抹消の法定事由、法的根拠、登記強制抹消の予備意見、異議申立て方法、公告開始及び終了日等が含まれる⁴。

イ 異議申立て及び審査

公告期間内に、関係部門、債権者及びその他の利害関係者が登記強制抹消の予定に対し異議がある場合、国家企業信用情報公示システムを通じて又は文書形式により会社登記機関に異議を申し立てることができる⁵。

¹ 「強制注销公司登记制度实施办法」

² 「国务院关于实施《中华人民共和国公司法》注册资本登记管理制度的规定」

³ 本弁法第 2 条

⁴ 本弁法第 3 条

⁵ 本弁法第 4 条第 1 項

会社登記機関は、異議申立ての申請を受領した日から 7 営業日以内に、異議申立て資料に対し形式審査を行い、申請資料が不十分である又は法定形式に合致しない場合は、一括して申請者に補正が必要な資料及び補正期限を通知しなければならない。審査の結果、異議が成立すると認定した場合は、強制抹消手続を終了し、異議が成立しないと認定した場合は、理由を説明し且つ文書形式で申請者に通知しなければならない⁶。

ウ 決定の作成及び送達

公告期間満了後に異議がない場合、又は異議が成立しない場合、会社登記機関は 10 営業日以内に登記強制抹消決定書を作成し、民事訴訟法の関連規定を準用して送達しなければならない。連絡が取れない会社に対しては、国家企業信用情報公示システムを通じて公告による送達を行うことができ、公告を発出した日から 30 日を経過すると、送達が完了したものとみなされる⁷。

エ 手続の終了

強制抹消手続が終了した日、又は会社の登記が回復された日から 3 年を経過しても、会社が依然として登記抹消申請をしない場合、会社登記機関は再度強制抹消手続を開始することができる⁸。同時に、悪意で異議を申し立てる等の場合に対し、相当する法律責任を定めており、異議手続の濫用を防止している⁹。

(3) 救済措置

会社が強制的に登記を抹消された日から 3 年以内に、関係部門、債権者及び利害関係者が訴訟関与、事件関与等会社登記の強制抹消をすべきでない事情があると認める場合は、登記回復の申請を提出することができる¹⁰。また、国家利益及び社会公共利益を擁護するため、登記機関は職権に基づいて会社登記を回復することもできる¹¹。

(4) 制度の特徴

ア 効率の強化

「起動－公告－審査－決定－送達」の全プロセスを定め、手続の厳格性、規範性及び透明性を実現する。「クラウド公告」モデルを革新的に採用し、連絡が取れない企業に対しては、国家企業信用情報公示システムを通じて文書を送達することで、手続の正当性を保障すると同時に、基層部門の負担を軽減する。

イ 権益の保護

異議申立て、登記回復等の救済措置を設定し、債権者及び関係者が公告期間内に異議を申し立てることを認める。また、登記を抹消された企業が 3 年以内に再審査を申請することを支援し、必要な場合は職権に基づいて登記を回復することもできる。同時に、悪意で救済手続を濫用する行為に対しては、法律上の禁止ラインを明確に定めている。

ウ 連携の強化

システム間の横断的な連携を強化し、情報の孤立状態を打破する。国家企業信用情報公示システムと登記、審査認可、執法等のプラットフォームを深度で相互接続することで、部門間の横断的

⁶ 本弁法第 5 条

⁷ 本弁法第 7 条第 1 項

⁸ 本弁法第 6 条

⁹ 本弁法第 16 条

¹⁰ 本弁法第 10 条

¹¹ 本弁法第 13 条

な「情報共有、連携協働」の業務体制を構築し、強制抹消をより便利、より効率的、より精密なものにする。

◆ 仲裁法（2025 年改正）¹²

全国人民代表大会常務委員会 2025 年 9 月 12 日公布 2026 年 3 月 1 日施行

1. はじめに

現行仲裁法は 1995 年に施行され、30 年間にわたり経済発展と対外開放を支える上で重要な役割を果たしてきた。2025 年 8 月時点で、全国で 285 の仲裁機関が法に基づき設立されており、当事者は 100 以上の国と地域に及び、扱われた紛争は金融、電子商取引、建築工事、海事・海商、知的財産権など、多くの分野にわたっている。他方、社会経済の発展と対外開放の拡大に伴い、仲裁業務には新たな状況や課題が生じている。仲裁実務の発展ニーズに合致し、中国仲裁の信頼性と国際競争力を確実に向上させ、品質の高い発展と高水準な対外開放により良く貢献するため、現行仲裁法に関する全面的、構造的な改正が行われた¹³。改正された仲裁法（以下「改正法」という。）は 9 月 12 日に公表され、2026 年 3 月 1 日より施行される。

改正法は全 8 章 96 条からなり、主な改正は、仲裁事業発展の全体的要求を明確にし、涉外仲裁制度を整備し、仲裁機関の内部統治や仲裁人の任用条件などに関する制度を改善し、国際的に通用する規則との融合を図りながら、中国独自の仲裁実務の革新を推進するといった点にある。

以下では、主に涉外仲裁に関する法律制度の修正・改善点に絞って紹介する。

2. 要点

（1）涉外仲裁案件範囲の拡大

改正法は涉外仲裁の範囲を「涉外経済貿易、運輸及び海事において発生した紛争の仲裁」から「涉外経済貿易運輸、海事紛争並びにその他の涉外紛争の仲裁」へと変更し、「その他の涉外紛争の仲裁」を追加した¹⁴。これにより涉外仲裁案件の範囲が拓かれ、将来的に生じうるその他の涉外紛争案件の法律適用に余地を残すことになる。

（2）「仲裁地」制度の新設

改正法は国際的通用規則へ対応するため、「仲裁地」制度を新設し、「当事者が書面により仲裁地を約定することができる。仲裁手続の準拠法について別途合意がない限り、仲裁地を仲裁手続の準拠法及び裁判管轄裁判所の決定基準とする」¹⁵とし、併せて、仲裁地の確定規則を明確にし、「当事者が仲裁地について合意しない場合、または合意が不明確な場合には、当事者が合意した仲裁規則に基づき仲裁地を確定すると規定する。仲裁規則に規定がない場合は、仲裁廷が事案に応じて、紛争解決の便宜という原則に基づき仲裁地を確定する」¹⁶と定めた。

現行仲裁法及び関連司法解釈は、仲裁機関所在地を中心とした司法的審査管轄規則を構築していたが、改正法は仲裁地を司法的管轄の重要な基準とすることを明確にするため、それに伴う管轄規則の調整が不可避となる。改正法公布後、関連する司法解釈が管轄規則をさらに明確にする可

¹² 「仲裁法（2025 修正）」

¹³ 仲裁法が施行されて以来、2009 年と 2017 年に部分的な調整は行われたことがあるが、今回の改正は、法律の施行後初めての包括的かつ構造的な調整である。

¹⁴ 改正法第 78 条

¹⁵ 改正法第 81 条第 1 項

¹⁶ 改正法第 81 条第 2 項

能性があり、継続的な注視が必要である。

(3) 特定渉外紛争のための「特別（臨時）仲裁」制度の新設

渉外海事紛争、または国務院の認可を得て設立された自由貿易試験区、海南自由貿易港、及び国家が指定するその他の区域に登録された企業間で発生する渉外紛争について、当事者は仲裁機関以外で、中国を仲裁地に、本法に定める要件を満たす者で構成される仲裁廷が、合意した仲裁規則に従い仲裁を行うことを選択できるようにしている¹⁷。これは、当事者の意思自治を最大限に尊重しつつ、仲裁の柔軟性と専門性を大幅に向上させられると思われる。

また、当該類型の仲裁に関する届出制度を定め、仲裁廷は組廷後 3 営業日以内に、当事者名、仲裁地、仲裁廷の構成状況、仲裁規則を仲裁協会に届け出なければならないことを明確にしている¹⁸。

さらに、当該類型の仲裁における保全規定を増設し、当事者が財産保全、証拠保全を申請する場合、または相手方当事者に一定の行為を命じること、もしくは一定の行為を禁止することを請求する場合、仲裁廷は法に基づき当事者の申請を人民法院に提出し、人民法院は法に基づき適時に処理しなければならないことを明確にしている¹⁹。

(4) 仲裁機関の「進出」「誘致」の支援

中国の仲裁機関が海外に拠点を設立し、仲裁活動を展開することを明確に支持する。同時に、経済社会の発展及び改革開放のニーズに基づき、海外の仲裁機関が国務院の認可を得て設立された自由貿易試験区、海南自由貿易港等の区域において、国家関連規定に基づき拠点を設立し、渉外仲裁活動を展開することを許可すると定めている²⁰。

(5) 司法協力関連規定の設定

民事訴訟法における司法協力に関する規定と連携し、中国領域内で行われた確定仲裁判断の外国裁判所による承認・執行の申請について、「中国領域内でなされた、法律上の効力を有する仲裁判断について、当事者がその執行を請求する場合、被執行人あるいはその財産が中華人民共和国の領域内にないときは、当事者は直接、管轄権を有する外国法院に承認及び執行を申請することができる²¹」と定める一方、中国領域外で行われた確定仲裁判断の人民法院への承認・執行の申請について、「中国領域外でなされた、法律上の効力を有する仲裁判断で、人民法院による承認及び執行が必要な場合、当事者は直接、被執行人の住所地あるいはその財産所在地の、管轄権を有する中級人民法院に申請することができる²²」と具体的な規定を設けている。

(6) 国際投資仲裁案件の処理

仲裁機関及び仲裁廷が、関連する国際投資条約、協定における投資紛争の仲裁への付託に関する規定に基づき、紛争当事者が合意した仲裁規則に従って、国際投資仲裁案件を処理できることを明確にしている²³。

¹⁷ 改正法第 82 条第 1 項

¹⁸ 改正法第 82 条第 1 項

¹⁹ 改正法第 82 条第 2 項

²⁰ 改正法第 86 条

²¹ 改正法第 85 条

²² 改正法第 88 条第 1 項

²³ 改正法第 94 条

前記の修正以外、改正法は仲裁機関の内部統治や仲裁人の任用条件などに関する制度を修正し、保全、証拠収集などの面において、人民法院など関係機関による仲裁への支援を一層強化し、オンライン仲裁制度を増加させ、仲裁合意の認定方法を拡大し、仲裁判断取消申請の期限を短縮する等の修正を行った。

◆ 企業破産法改正案（意見募集稿）²⁴

全国人民代表大会常務委員会 2025 年 9 月 12 日公表 2025 年 10 月 11 日まで意見募集

1. はじめに

現行の企業破産法は 2007 年 6 月 1 日から正式に施行され、経営主体の秩序正しい退出を推進し、公正な競争を促進し、資源配分を最適化するなどの面で重要な役割を果たしてきた。他方、経済社会の発展と企業経営の状況が絶えず変化する中、同法の一部の内容は国家の供給側改革の推進や营商环境の改善という新しい情勢に対応できなくなり、法律改正の緊急性はますます高まっている。こうした背景のもと、2025 年 9 月 8 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 17 回会議で企業破産法（改正案）（以下「改正案」という。）が初審議され、9 月 12 日に改正案が公表され、2025 年 10 月 11 日まで社会から意見募集（以下「本意見募集稿」という。）が行われている。

本意見募集稿は現行企業破産法の施行以来の実務経験をまとめ、破産手続の開始が困難、期間が長いこと、一部の重要な制度が欠けていること、関連メカニズムが不十分であることなど、意見が比較的集中している問題に対し、深く研究・論証を行い、解決案を提案している。本意見募集稿は計 16 章 216 条で、現行企業破産法の 12 章 136 条を基に、実質的に新たに追加・改正した条文が 160 余りあり、現行企業破産法に対して比較的全面的な改正を行っている。

以下では、本意見募集稿において特に重要と思われる内容について紹介する。

2. 要点

（1）破産業務調整メカニズムの追加

破産事件に関連する社会的安定、信用回復などの問題は、地方人民政府及びその関連部門が解決を推進する必要があるため、本意見募集稿は「県級以上の地方人民政府が破産業務調整メカニズムを構築し、破産事務の行政管轄職責を牽頭して履行する部門を確定し、その行政区域内の、破産業務に関連する行政事務を統括・調整するものとする」規定を追加した²⁵。

（2）破産申請と受理規制の改善

実務における破産申請及び受理手続によくある問題に対し、本意見募集稿は当事者が破産申請を提出した後、裁判所が裁定を行うまでの間に、債務者の財産が減価したり悪意で譲渡されたりすることを防止するための一時的措置について規定を設け²⁶、破産手続における債務者関係者の義務を強化し²⁷、裁判所が破産申請を受理した後に保全措置を解除し、執行手続を中止すべき範囲を明確にした²⁸。

²⁴ 「企业破产法修订草案（征求意见稿）」

²⁵ 本意見募集稿第 7 条第 1 項

²⁶ 本意見募集稿第 11 条

²⁷ 本意見募集稿第 17 条

²⁸ 本意見募集稿第 24 条

(3) 管財人制度の健全化

実務における管財人の業務能力不足、管理制度の不整備、職務履行の保障欠如などの問題に対し、管財人の法的地位を明確にし²⁹、管財人の選任方式及び主体資格を改善し³⁰、管財人の職責範囲を拡大し³¹、法律に基づき管財人に対する監督管理を強化し、破産保障基金を設立すると規定した³²。

(4) 債務者財産の処分及び破産財産の分配に関する制度の整備

実務における債務者財産及び破産財産の処分に関する問題に対し、破産取消権の規定を詳細化・整備し、行為の性質に基づいて分類すること³³、債権者会議が債務者の重要な財産処分行為に対する決定権を有することを明確にし³⁴、破産財産の弁済順位を整備し、人身損害賠償債権、消費者の生活維持に必要な商品又はサービスに関する債権を第一、第二の弁済順位とし、劣後債権制度を追加することとした³⁵。

(5) リストラ関連制度の最適化

実務におけるリストラ制度の役割が十分に発揮されていない問題に対し、リストラ申請前に関連当事者がリストラを目的とした協議を行うことについて制度的な手配を行い³⁶、リストラ投資家に関する規定を追加し、その募集・推薦手続及び権利義務を明確にし³⁷、権益が影響を受けない債権者がリストラ計画案の議決に参加しないことを明確にし³⁸、リストラ計画認可の審査要件を整備し、強制認可の聴聞制度及び救済手続を追加し³⁹、リストラ債務者の信用回復制度を追加すること⁴⁰などとした。

(6) 特殊タイプ企業の破産制度の整備

破産審理の効率を向上させ、破産コストを削減するため、中小零細企業の特性に基づき、専門の章を新設して関連破産手続について特別規定を設けている⁴¹。金融機関の破産実務のニーズに応じ、専門の章を新設して金融機関破産の法律適用及び範囲、申請の要件及び主体、事件管轄などを明確にし、金融機関のリスク処理と破産手続の連携、破産債権の弁済順位などについて規定を設けている⁴²。上場会社の破産に関する規定を整備し、裁判所が上場会社のリストラに関する申請の受理、リストラ計画の執行完了の裁定などの手続をする前に、国務院証券監督管理機関の意見を聴取する規定を追加し⁴³、投資家保護機関が投資家に代わって債権を申告できること⁴⁴及び上場会社のリストラ期間における情報開示要求を明確にしている⁴⁵。

²⁹ 本意見募集稿第 29 条

³⁰ 本意見募集稿第 30 条～第 32 条

³¹ 本意見募集稿第 33 条

³² 本意見募集稿第 38 条、第 39 条

³³ 本意見募集稿第 42 条～第 47 条

³⁴ 本意見募集稿第 84 条

³⁵ 本意見募集稿第 162 条

³⁶ 本意見募集稿第 100 条～第 102 条、第 120 条

³⁷ 本意見募集稿第 113 条、第 114 条

³⁸ 本意見募集稿第 117 条

³⁹ 本意見募集稿第 123 条～第 128 条

⁴⁰ 本意見募集稿第 139 条

⁴¹ 本意見募集稿第 178 条～第 183 条

⁴² 本意見募集稿第 192 条～第 201 条

⁴³ 本意見募集稿第 96 条、第 138 条

⁴⁴ 本意見募集稿第 81 条

⁴⁵ 本意見募集稿第 103 条

(7) 合併破産制度の追加

審判実務のニーズに基づき、関連企業の合併破産手続を規範化するため、合併破産の専門章を新設し、合併破産の基準、管轄、手続、処理原則などについて規定を設けている⁴⁶。

(8) 多国籍破産の司法協力制度の整備

司法実務のニーズに応え、より高いレベルの開放型経済新体制のニーズに適応するため、専門の章を新設し、多国籍破産の適用範囲、本法に基づき開始された破産手続の対外的効力、裁判所の多国籍破産管轄権、外国破産手続の承認及び協力などを明確にしている⁴⁷。

前記以外にも、改正案は破産費用及び共益債務、債権申告、債権者会議、和解、法律責任などの内容についても整備を行い、一部の条文及び文言について修正を行っている。

執筆担当：李 成慧

⁴⁶ 本意見募集稿第184条～第191条

⁴⁷ 本意見募集稿第202条～第206条

II. 中国法務の現場より

◆ 中国商標審査の最新状況

近日、中国では「国家知識産権局商標局 2024 年度部門決算報告」が公表された⁴⁸。同報告には、商標登録審査管理プロジェクトの実施状況及び評価結果が記載されている⁴⁹。

2024 年において、商標局は商標登録出願を 662.42 万件、商標の変更、譲渡、更新等の申請を 432.15 万件、商標異議を 10.26 万件、商標審判を 38.31 万件完了したことが報告されている。審査期間については、商標登録出願の平均審査期間を 4 ヶ月、商標の変更、更新、使用許可登録の申請に係る初回審査を 1 ヶ月以内に抑えたとのことである。

また、同報告では、商標の悪意登録行為に対する取り締まり成果を継続的に強化し、全周期、全プロセス、全分野にわたる商標管理体制の整備を進めてきたことを述べ、2024 年全体で 42.7 万件的商標悪意登録行為を取り締まり、良好な評価を得ている。ただし、商標登録出願の件数については、統計によると 2024 年の中国の商標登録出願件数は 692.74 万件で、前年同期比で 2.92%減少している。

2025 年 4 月に商標局が公表した「2025 年度部門予算（商標業務費プロジェクト実績目標表）」⁵⁰によれば、商標登録出願を 597 万件、商標の変更、譲渡、更新等の申請に関わる審査を 425 万件、商標取消を 21 万件、商標異議を 11.7 万件、商標審判案件を 42.6 万件で審査完了することが目標として掲げられている。審査時間については、商標登録出願の平均審査期間を相変わらず 4 ヶ月に抑えることを目標としつつ、商標異議の平均審査期間を 10 ヶ月に、商標出願拒絶不服審判（法律に基づき審理を中断した事件を除く）及び両当事者間の審判事件に関する平均審理期間をそれぞれ 5.5 ヶ月、10 ヶ月に短縮する計画である。同時に、商標の悪意登録行為に対する取り締まり、並びに悪意出願や商標の買い占め⁵¹といった不当な行為に対する迅速かつ的確で厳しい取り締まりは、依然として中国商標局の業務に対する社会的効果を評価する重要な指標となっている。

また、2025 年 7 月から中国商標局は商標オンラインサービスシステムの大幅な改修工事を開始している⁵²。改修工事が完了した後、商標オンライン出願サブシステム、オンライン情報照会サブシステム、登録証明公示サブシステム、公告サブシステム、裁定文書公開サブシステムのすべてを段階的に国家知識産権公共サービスプラットフォームに導入し、商標業務システムの全般的かつ統一的な電子化を実現するだけでなく、商標業務の環境に特化したカスタマーセンターで商標 AI サービスを設置することも予想されている。

中国での商標業務に従事して十数年にわたる筆者は、中国商標審査・審理制度の大幅な進歩と発展を実感している。ただし、ビジネス環境の最適化に関しては、中国商標局が近年一貫して悪意出願及び商標買いだめ行為の取り締まりを重点業務として取り組んできたものの、グローバル化がますます深化する中国経済の環境下では、この問題を早期に、抜本的に解決することは容易でないと感

⁴⁸ https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/202508/t20250813_36061.html

⁴⁹ 「商标注册评审管理项目支出绩效自评表」

⁵⁰ https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/tzgg/202504/t20250427_35498.html

⁵¹ 中国語で「囤积商标行为」という。

⁵² <https://mp.weixin.qq.com/s/FDFd-7vgBR3effIHEGaS3A>

じている。商標法の改正をしたとしても、この傾向が劇的に改善されるというものでは必ずしもないであろう。

そのため、各企業が中国において事業を展開するにあたっては、商標登録出願のタイミングや戦略、並びにブランド権利の保護体制構築について、より早い段階から検討し、十分に留意すべきことは、立法状況や法執行状況が変わったとしても、変わることはないと考えている。

執筆担当：李 娟

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2025 年 8 月号	- 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二） - ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 - サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおける QR コード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿）	労働紛争に関する随想
2025 年 7 月号	- 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿） - 反不正競争法	訪日外客の構成に思うこと
2025 年 6 月号	- 医療広告監督管理ガイドライン - ライブコマース監督管理弁法（意見募集稿）	- EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展 - 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理 - ラブブの背景にある中国のグッズ経済
2025 年 5 月号	- 中華人民共和国国民営経済促進法 - 営業秘密保護規定（意見募集稿）	上海における電気自動車の普及
2025 年 4 月号	- 顔識別技術応用安全管理弁法 - 企業経営異常名簿管理弁法及び企业公示情報抜取検査弁法の改正	- 中国における生成 AI 規制 - 中国が米インフレ削減法を WTO 提訴している事案の進展 - 流砂の歩き方を学ぶ
2025 年 3 月号	- 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿）	日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流
2025 年 2 月号	- 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 - 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン	AI とうまく付き合う法
2025 年 1 月号	- 中華人民共和国増値税法 - 水平型事業者集中審査ガイドライン	最近感じた傾向と中国ビジネスの展望

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
	個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）	
<u>2024 年 12 月号</u>	- 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定 - モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン	日中間の入国手続の緩和
<u>2024 年 11 月号</u>	- 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 - 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定	【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 - 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト - 中国「双十一」セールにおける3つの変化
<u>2024 年 10 月号</u>	- ネットワークデータ安全管理条例 - 最高人民法院による＜中華人民共和国民法典＞の不法行為編の適用に関する解釈（一）	- センシティブ個人情報識別ガイドラインとネットワークデータ安全管理条例の公表 - 標準契約条項の届出実務を振り返って
<u>2024 年 9 月号</u>	- 定年退職年齢の段階的引き上げに関する決定 - インターネット広告識別性に関する法執行ガイドライン - 市場監督管理部門によるビジネス環境改善に向けた重点施策（2024 年版）	【重要裁判例シリーズ】12 数値範囲に対する均等論の適用が認められた事例 - 外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024 年版） - 深セン日本人学校男児刺殺事件に関する中国国内の報道

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2025 年 9 月 30 日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1

六本木ヒルズ森タワー23階

TEL: +81-(0)3-6438-5511

E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号

淮海国際広場 2605 室

TEL: +86-(0)21-5465-2233

E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号

富爾大廈 3204 室

TEL: +86-(0)10-8595-1435

E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール/シドニー※

現地デスク

フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による